

第2章 本県を取り巻く諸情勢

1 自然・気候等の特性

- 本県は九州の南東部に位置し、総面積は7,734km²です。このうち、九州山地や霧島連山をはじめとする山岳地帯が大半を占め、これを水源とする五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路70km以上にわたる河川が太平洋に注ぎ、豊富な水資源をもたらしています。
- 県土の約76%となる5,851km²を森林が占め、国土の保全、地球温暖化の緩和、水源涵養¹¹⁾、生物多様性の保全、木材の供給など多面的機能を発揮しています。また、霧島錦江湾国立公園や日南海岸国立公園など自然公園が県土の約12%を占めています。
- 自然と人間が共存した営みや保護・保全に関する取組などが評価され、平成24(2012)年に綾町が、平成29(2017)年には祖母・傾・大崩山系周辺地域が「ユネスコエコパーク」に登録されました。また、霧島山周辺地域は、地質学的に貴重で美しい地形火山を有していることから「日本ジオパーク」に認定されています。
- 本県は日向灘に接し、海岸延長は約400kmです。北部沿岸部が日豊海岸国立公園、南部沿岸部は日南海岸国立公園に指定されており、アカウミガメをはじめとする野生生物の生息・産卵が見られるほか、天然記念物の樹林帯等が分布するなど、美しい海岸景観となっています。
- 宮崎市の平成3(1991)年から令和2(2020)年まで30年間の平均気温は17.7℃(全国3位)と全国平均よりも高く、降水量は2,626mm(全国2位)で水資源に恵まれています。また、日照時間は2,122時間(全国第6位)で日照環境にも恵まれています。

2 社会経済の動向

- 本県の人口は、平成8(1996)年の1,177,407人をピークに減少しはじめ、令和7(2025)年4月には1,021,710人となり、本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えています。この傾向は今後も続き、県は、令和12(2030)年の本県の人口は977千人にまで減少すると推計しています。
- 本県の産業構造は、就業者数、総生産額とも第3次産業の割合が高いものの、全国や九州各県と比較すると、産業全体に占める第1次産業の割合が高くなっています。
- 土地利用は、農用地が減少傾向にある一方で、宅地が増加しています。
- 本県の自動車保有台数は、令和6(2024)年3月末に955,881台で、人口千人当たりの自動車

¹¹⁾ 水源涵養：降雨を地表や地中に一時的に蓄え^{かん}るとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水の涵養等を維持・増進する自然の働きのこと。近年、森林や農地が持つ水源涵養機能が見直されている。

保有台数は全国第7位と自動車への依存度が高くなっています。

○県内の電力需給は、発生電力量が消費電力量の7割程度となっていますが、恵まれた日照環境を生かした太陽光エネルギー、豊富な森林資源を生かした木質バイオマスエネルギー¹²⁾を利用する取組などが進んでおり、これらの再生可能エネルギー総出力電力は、3,062MW(令和6(2024)年度)と伸び続けています。

3 環境を取り巻く国内外の動向

宮崎県環境計画(改定計画)策定(平成28(2016)年3月)以降の国内外の主な環境情勢の動きは次のとおりです。

年度	国外	国内	県内
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定¹³⁾発効 ■G7環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■改正電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)公布 ■地球温暖化対策計画閣議決定 ■改正地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布 ■電力小売全面自由化の実施 ■国民の祝日「山の日」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県ごみ処理広域化計画 ■宮崎県環境影響評価条例施行規則一部改正
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ■水銀に関する水俣条約発効 ■米トランプ大統領パリ協定からの離脱を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ■「海岸漂着物処理推進法」改正 ■改正廃棄物処理法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県食品ロス¹⁴⁾削減対策協議会設立 ■第12次鳥獣保護管理事業計画一部変更 ■宮崎県野生動植物保護計画策定 ■祖母・傾・大崩地域のユネスコエコパーク

¹²⁾ バイオマスエネルギー：有機物を利用するエネルギーのことで、現在、主として利用されているのは、家畜ふん尿、木材、稲わら、生ごみ、下水汚泥などである。利用方法としては、直接焼却、熱分解・部分酸化によるガス化、微生物を利用した発酵によるメタン、エタノール化などがある。

¹³⁾ パリ協定：平成27(2015)年12月に、フランス・パリで開かれた第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された、令和2(2020)年以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み。平成28(2016)年11月に発効し、同年12月に、モロッコ・マラケシュにて第1回締約国会合が行われた。我が国は平成28(2016)年11月8日に批准した。

¹⁴⁾ 食品ロス：食品廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうものこと。家庭における食品ロスには、食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうもの、消費期限・賞味期限切れによりそのまま捨ててしまうもの、食べ残して捨ててしまうものなどがある。また、事業者における食品ロスには、製造業者・卸売業者から小売店への納品期限切れや、小売店における販売期限切れ等の理由により廃棄される食品をはじめ、レストランなどの飲食店における食べ残しなどがある。

年度	国外	国内	県内
			登録決定 ■日南市鶴戸神宮一帯が国の名勝に指定 ■重要生息地「庵川東入江」の指定 ■美しい宮崎づくり推進条例施行 ■家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画改正
H30 (2018)	■G7 シャルルボア・サミット「海洋プラスチック憲章」採択 ■IPCC ¹⁵⁾ 「1.5℃特別報告書」公表	■第五次環境基本計画閣議決定 ■改正海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律公布 ■第5次エネルギー基本計画閣議決定 ■気候変動適応法公布 ■気候変動適応計画閣議決定 ■第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ■改正海岸漂着物処理推進法	■重要生息地「友内川」指定
R1 (2019)	■G20 大阪首脳宣言「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意	■パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を国連に提出 ■固定価格買取制度（FIT）順次終了 ■食品ロス削減の推進に関する法律公布 ■食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第1次）閣議決定 ■改正フロン排出抑制法公布 ■改正浄化槽法公布	■宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画策定 ■宮崎県気候変動適応センター設置

¹⁵⁾ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）：昭和63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された評価を行う国際組織。IPCCでは、人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行い、報告書としてとりまとめている。

年度	国外	国内	県内
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本のNDC（国が決定する貢献）」を国連気候変動枠組条約事務局に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■自然環境保全基本方針の変更の閣議決定 ■レジ袋有料化 ■改正大気汚染防止法公布 ■菅首相による「2050年実質ゼロ」宣言 ■衆参両院で「気候非常事態宣言」を決議 	<ul style="list-style-type: none"> ■第四次宮崎県環境基本計画の策定 ■2050年ゼロカーボンを表明 ■第三次宮崎県生活排水¹⁶⁾対策総合基本計画の策定
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ■IPCC第1・2作業部会第6次評価報告書公表 ■COP26「グラスゴー気候合意」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比46%削減と表明 ■2050年カーボンニュートラル¹⁷⁾に伴うグリーン成長戦略の策定 ■地球温暖化対策推進法の改正 ■第6次エネルギー基本計画閣議決定 ■地球温暖化対策計画の改定 ■プラスチック資源循環法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県環境影響評価条例施行規則一部改正 ■重要生息地「熊野江川河口海浜域」指定 ■第13次鳥獣保護管理事業計画策定
R4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ■COP15「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「生物多様性国家戦略 2023-2030」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■第四次宮崎県環境基本計画の一部改定
R5 (2023)		<ul style="list-style-type: none"> ■「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」の「自然共生サイト」への認定開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■県内3箇所が「自然共生サイト」に認定 ■地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域¹⁸⁾の設定に関する環境配慮基準策定

¹⁶⁾ 生活排水：各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排水とし尿とがあり、このうち、し尿を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿とともに処理されるが、そのほかの家庭ではほぼ未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

¹⁷⁾ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させること。本計画では、ゼロカーボンや脱炭素と同義としている。

¹⁸⁾ 促進区域：太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を誘導するため、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村があらかじめ経済性や地形、地域住民の了解などの条件を満たしたエリアを指定するもの。促進区域では、住民や事業者でつくる協議会で合意した事業計画を市町村が認定し、事業者は許認可の手続きのワンストップ化や環境影響評価（環境アセスメント）の簡略化などの優遇措置が受けられる。

年度	国外	国内	県内
R6 (2024)		<ul style="list-style-type: none"> ■再資源化事業等高度化法公布 ■第五次循環型社会形成推進基本計画策定 ■第六次環境基本計画閣議決定 ■地球温暖化対策計画の改定 ■食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次）閣議決定 ■第7次エネルギー基本計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県再造林推進条例施行 ■県内4箇所が「自然共生サイト」に認定 ■重要生息地「妙見・櫛津干潟¹⁹⁾」指定
R7 (2025)		<ul style="list-style-type: none"> ■地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）施行 	

¹⁹⁾ 干潟：河口や内湾近くで、ゆるやかに傾斜した砂や泥の海底が、干潮時に現れ、満潮時には海水に沈むような場所のこと。水生生物の産卵場や餌場となるほか、海水の浄化など重要な役割を果たしていることから、生態系の保全にとって重要な場所といわれている。

4 県民の環境意識

(1) 県民及び事業者アンケートの概要

ア 調査目的

第四次宮崎県環境基本計画の改定に当たり、県民及び事業者の環境に関する考え方やニーズ等を把握することを目的として実施

イ 調査対象及び調査方法

県民アンケート：《対象》宮崎県民

《方法》県庁ホームページ等での周知のほか、環境みやざき推進協議会個人会員、環境保全アドバイザー²⁰⁾等へ依頼文を送付し、インターネットにより回答

事業者アンケート：《対象》宮崎県内の事業者

《方法》県庁ホームページ等での周知のほか、環境みやざき推進協議会会員（個人会員を除く。）、こどもエコチャレンジ認定施設等へ依頼文を送付し、インターネットにより回答

ウ 調査期間

令和7（2025）年4月13日から5月31日

エ 回答数

県民アンケート：1,429件（全てインターネット回答）

事業者アンケート：106件（全てインターネット回答）

表1 県民アンケート回答者の年代

項目	件数	割合	前回調査時割合
20歳未満	6	0.4%	2.4%
20～29歳	197	13.8%	12.0%
30～39歳	277	19.4%	13.5%
40～49歳	302	21.1%	19.1%
50～59歳	448	31.4%	29.6%
60歳以上	199	13.9%	23.2%
不明	0	0.0%	0.1%
合計	1429	100.0%	100.0%

表2 事業者アンケート回答事業所の事業形態

項目	件数	割合	前回調査時割合
工場	36	34.0%	30.0%
事務所	26	24.5%	30.9%
研究所	0	0.0%	0.0%
店舗	15	14.2%	11.5%
その他	29	27.4%	27.6%
無回答 ・無効回答	0	0.0%	0.0%
合計	106	100.0%	100.0%

²⁰⁾ 環境保全アドバイザー：地域における環境保全活動の推進を図るため、市町村、民間団体、学校等が開催する環境問題に関する講演会、研修会、講習会等に、県内在住の環境問題の専門家等を講師として派遣する制度のこと。

(2) 県民アンケートの調査結果

ア 環境問題への関心について（選択肢から3つまで選択可）

関心のある環境問題は、「地球温暖化」が56.3%と最も高く、次いで「気候変動²¹⁾の影響」、「食品ロスの問題」、「廃棄物問題」、「生活環境」の順となりました。

夏季の気温の上昇・長期化や、近年の豪雨災害や台風の強大化への不安の表れだと考えられます。

また、前回調査（R2）と比較して、「食品ロスの問題」や「生活環境」、「大気汚染」への関心が高くなっています。

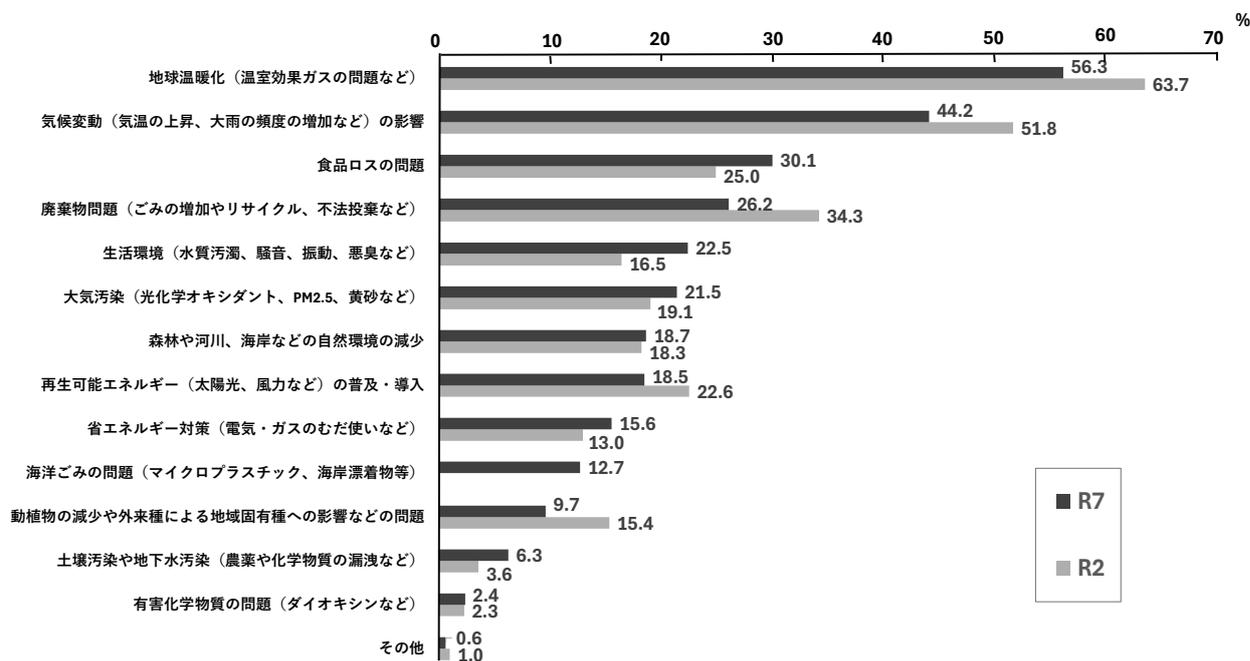


図1 関心のある環境問題

※海洋ごみの問題（マイクロプラスチック、海洋漂着物等）については、今回調査から追加した選択肢。

²¹⁾ 気候変動：気候変動は、その特性の平均や変動性の変化によって特定されうる気候の状態の変化を指す。その変化は、長期間、通常は数十年かそれ以上持続する。気候変動は自然起源の内部過程あるいは太陽活動周期の変調、噴火、大気の組成や土地利用において起こり続けている人為起源の変化といった外部強制力によるものである可能性がある。

イ 現在は取り組んでいないが、今後取り組みたいこと（選択肢から全て選択可）

現在は取り組んでいないが、今後取り組みたいことは、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する」と「不用品をバザー、フリーマーケット等のリユースに回す」が 25.2%、次いで、「日常生活においてできるだけごみを出さないようにする」が 25.1%の順となりました。

前回調査（R2）と比較して順位に大きな変化はありませんでした。

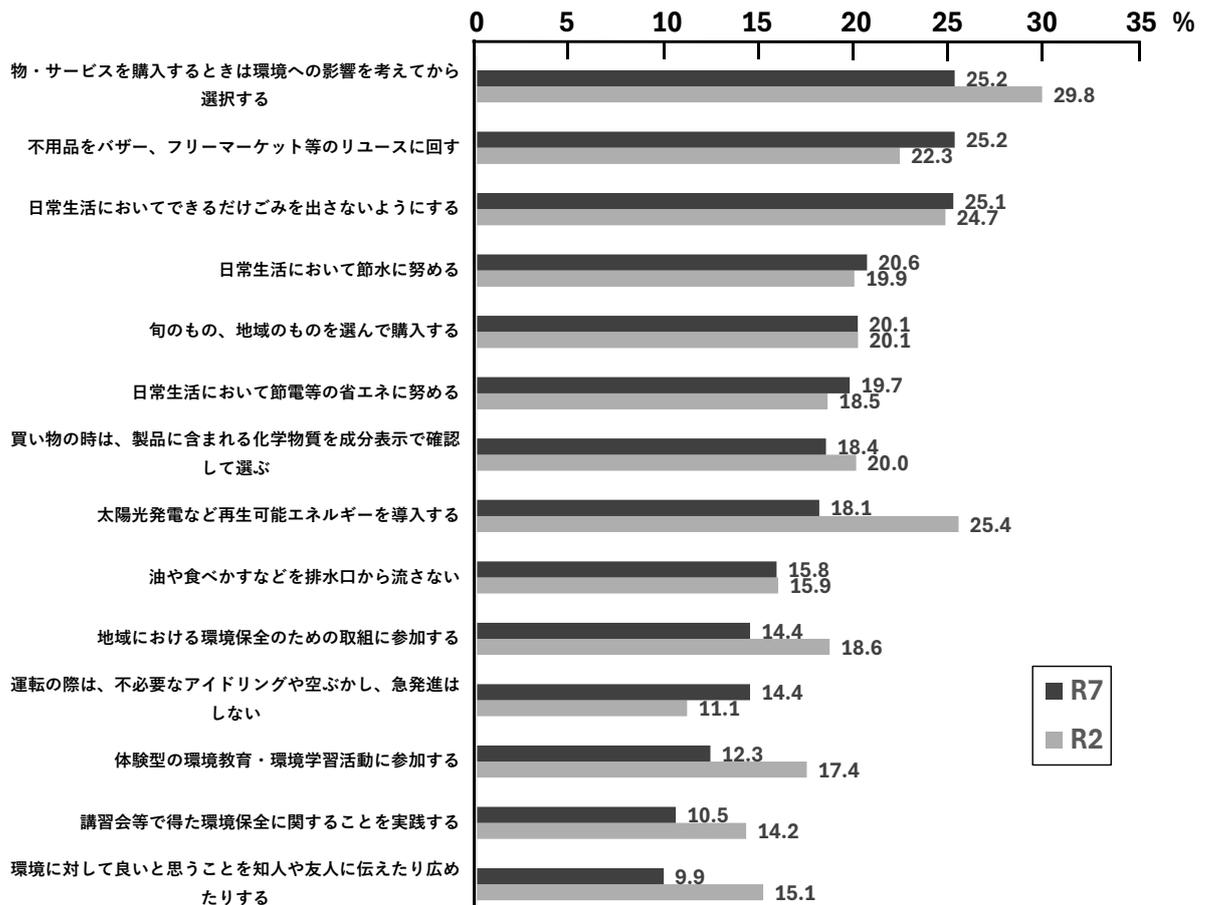


図2 現在は取り組んでいないが、今後取り組みたいこと

ウ 地球温暖化対策として重要な取組（選択肢から3つまで選択可）

地球温暖化対策として重要な取組は、「各家庭における家族一人ひとりの心がけによる省エネルギー」が 60.7%と最も高く、次いで、「家電製品等の省エネルギー技術の開発・製品化」、「学校における環境教育の充実」、「企業による自主的な省エネルギー・省資源の推進」の順となりました。

前回調査（R2）と同様に「各家庭における家族一人ひとりの心がけによる省エネルギー」が最も重要な取組であると考えていることが分かりました。

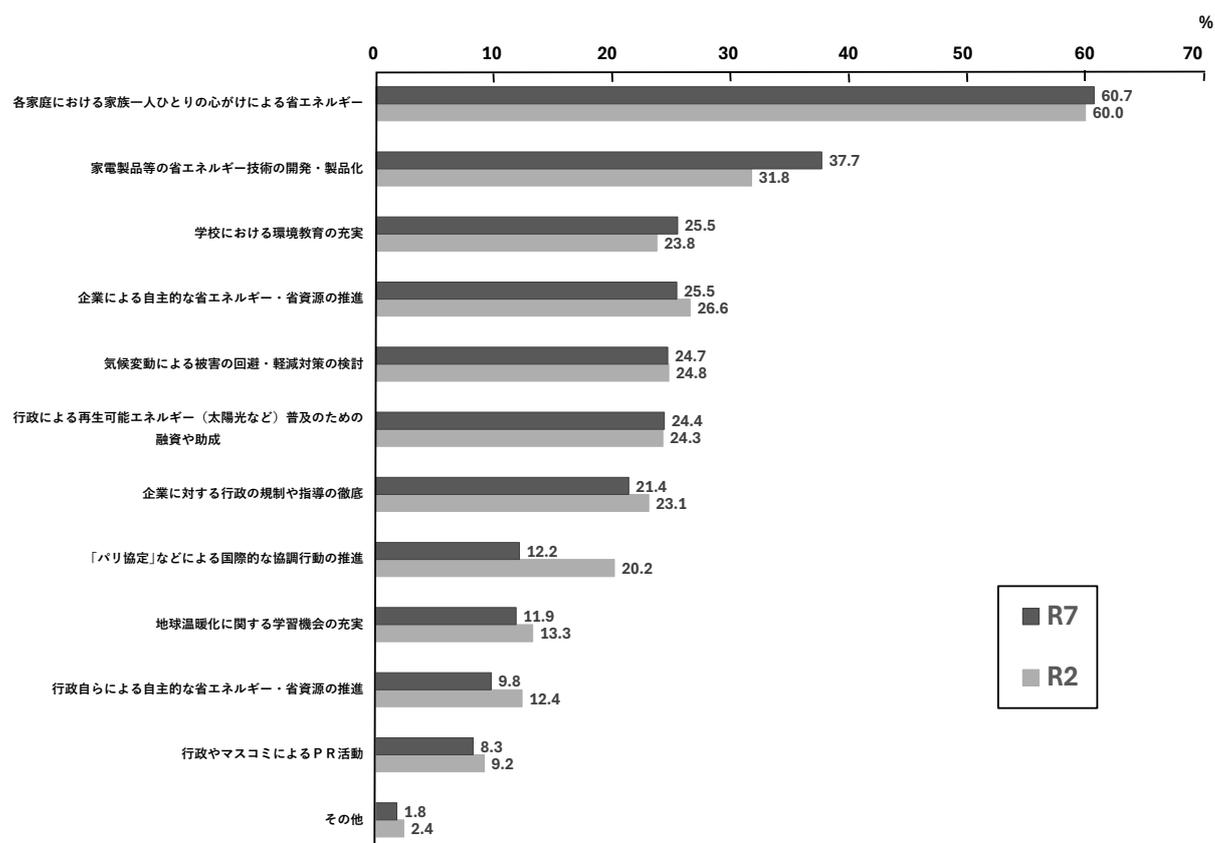


図3 地球温暖化対策として重要な取組

エ 一番不安に感じる地球温暖化の影響（選択肢から1つ選択）

地球温暖化に伴う影響のうち、一番不安に感じる影響は「気温の上昇による熱中症の増加」が20.7%と最も高く、次いで「農作物の品質への影響、栽培適地の変化、漁獲量の減少など」、「いわゆる「ゲリラ豪雨」など局地的な大雨」の順となりました。

前回調査（R2）と比較して地球温暖化に伴う「熱中症の増加」や「農水産物への影響」についての不安が高くなっています。

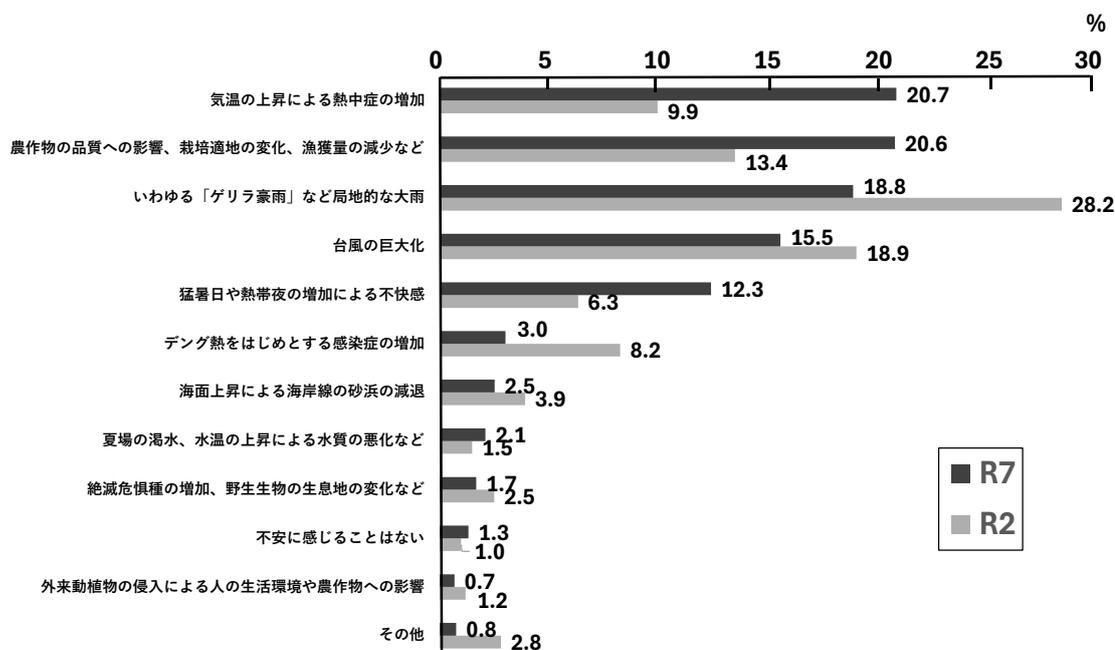


図4 一番不安に感じる地球温暖化の影響

オ 環境学習や環境保全活動のために重要だと思うもの（選択肢から3つまで選択可）

環境学習や環境保全活動のために重要だと思うものは、「学校での環境教育²²⁾の授業を充実させる」が74.0%と最も高く、次いで「家庭や地域でも環境学習ができるよう、情報を提供する」が41.7%となりました。前回調査（R2）と同様に、「学校での環境教育の授業を充実させる」が他の項目と比較して高い割合を示しています。

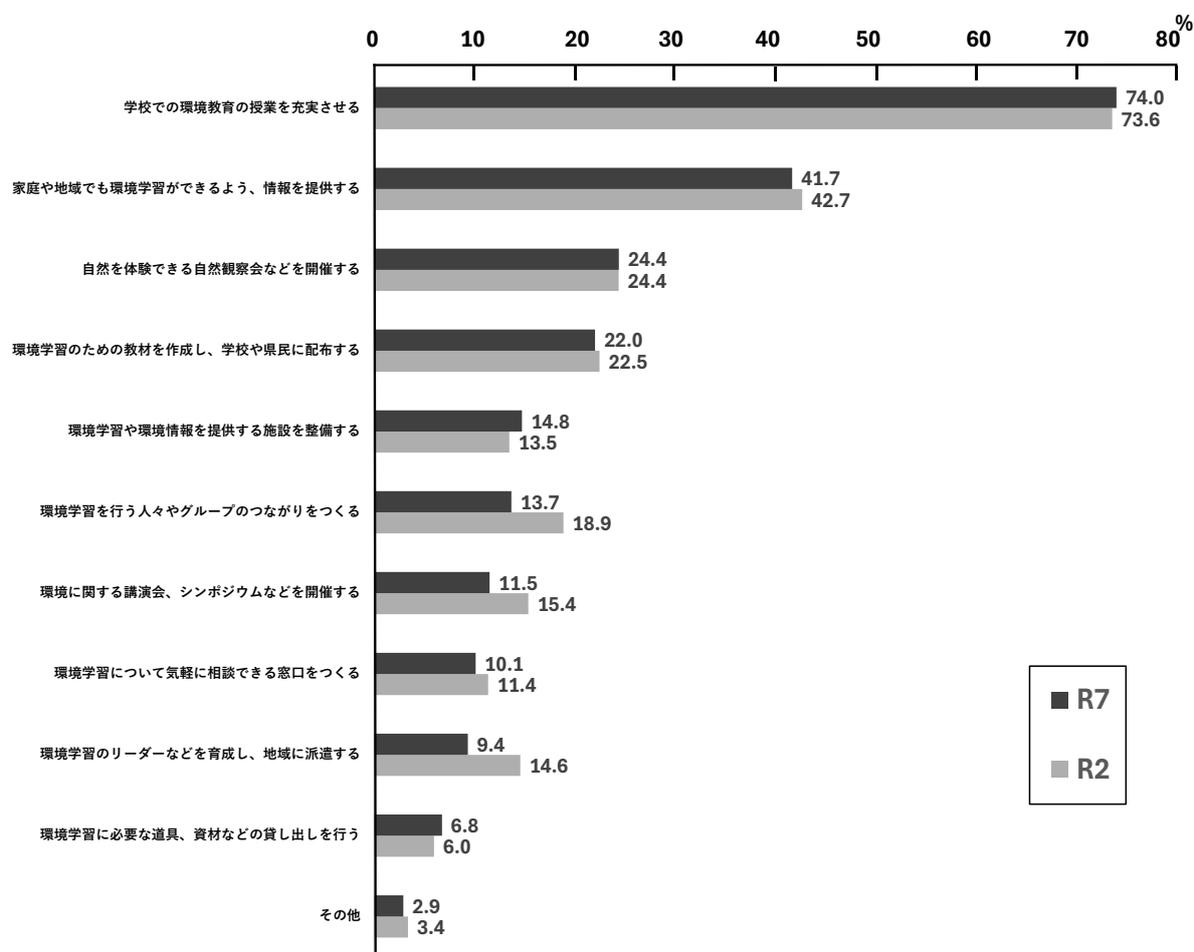


図5 環境学習や環境保全活動のために重要だと思うもの

²²⁾ 環境教育：持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

カ 環境行政への要望（選択肢から5つまで選択可）

今後重点的に行政が推進すべき取組は、前回調査（R2）と同様に「地球温暖化による影響や被害を軽減するための取組（適応策）を進める」への要望が最も回答が多い結果となりました。

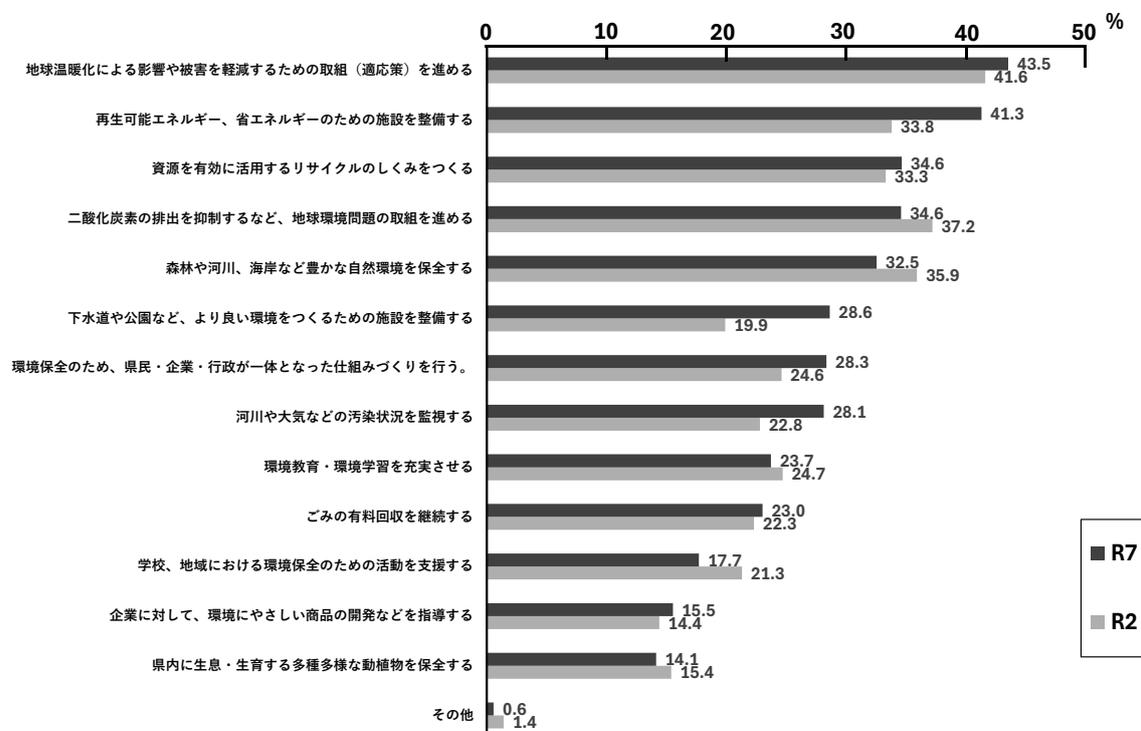


図6 今後重点的に推進すべき取組

(3) 事業者アンケートの調査結果

ア 環境保全に関する取組についての考え方（選択肢から全て選択可）

環境保全に関する取組についての考え方は、「環境保全の取組は、企業の社会的責任から不可欠である」が73.6%と最も高く、次いで「環境保全の取組により、企業のイメージアップが期待できる」が59.4%、「環境保全の取組は、コスト削減につながる」が46.2%でした。

前回調査（R2）と比較すると、順位に大きな変化はなく、前回同様「環境保全に深く関わる必要はない」は0%でした。

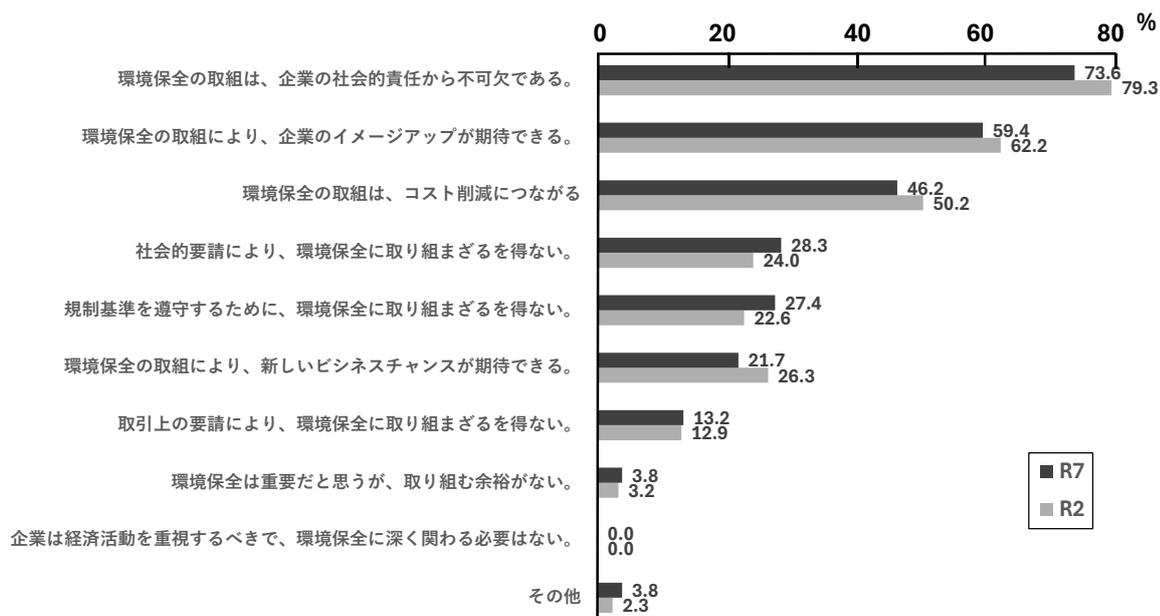


図7 環境保全に関する取組についての考え方

イ 事業者の社会的な役割のうち、重要と考えるもの（選択肢から1つ選択）

事業者の社会的な役割のうち、重要と考えるものは、「事業活動に伴う環境への負荷（排ガスや排水、廃棄物など）をできるだけ少なくする」が34.0%と最も高く、次いで「事業活動に伴う資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくする」が23.6%、「国や地方自治体の環境保全施策に協力する」が9.4%でした。

前回調査（R2）と比較すると、順位に大きな変化はありませんでしたが、「事業活動に伴う環境への負荷をできるだけ少なくする」、「事業活動に伴う資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくする」が増加しています。

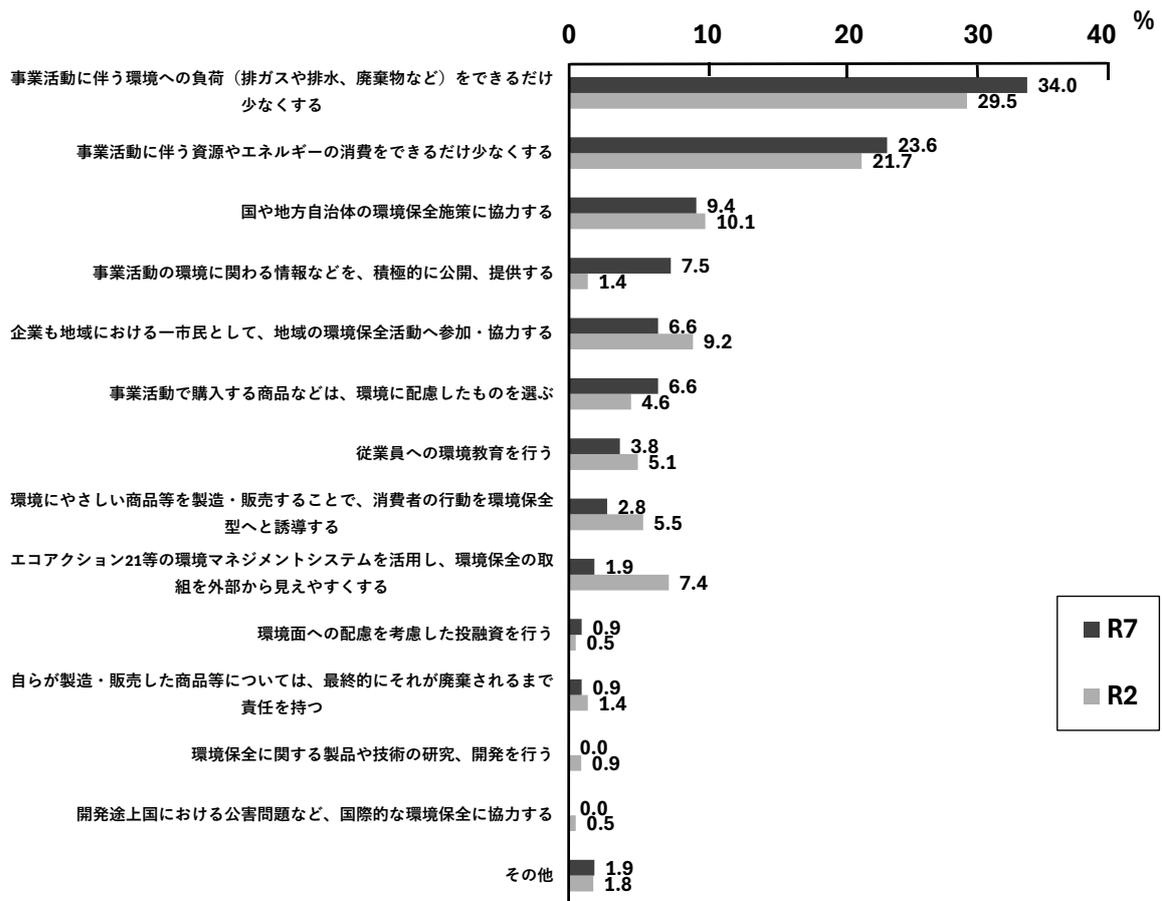


図8 事業者の社会的な役割のうち、重要と考えるもの

ウ 現在取り組んでいないが今後取り組みたいこと（選択肢から全て選択可）

現在取り組んでいないが今後取り組みたいことについては、「再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱温水、廃棄物発電等）設備の導入」が25.5%と最も高く、次いで「建築物の断熱化」が24.5%、「省エネ型電化製品や省エネ型照明機器等の導入」が21.7%でした。

前回調査（R2）と比較すると、「再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱温水、廃棄物発電等）設備の導入」、「建築物の断熱化」などの設備導入への取組が増加しています。

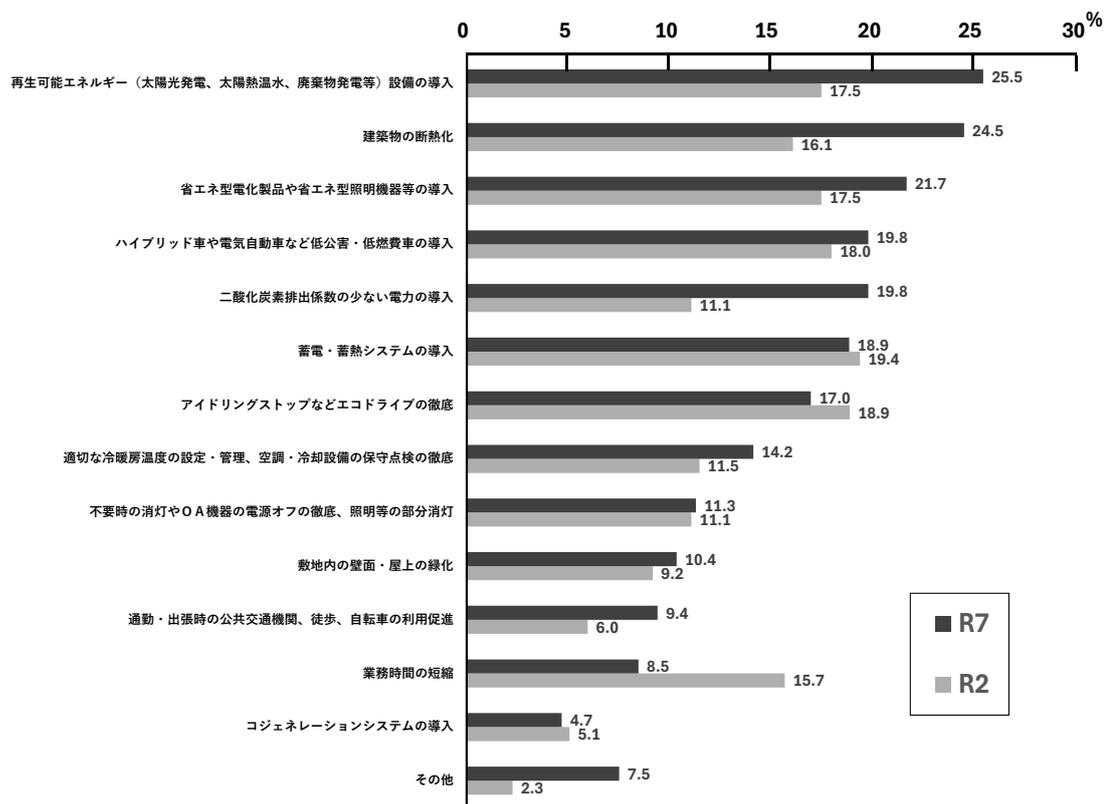


図9 現在取り組んでいないが今後取り組みたいこと（環境保全）

エ 環境保全の取組を推進する場合に障害や課題となるもの（選択肢から全て選択可）

環境保全の取組を推進する場合に障害や課題となるものは、「手間、時間、労力がかかる」が69.8%と最も高く、次いで「費用がかかる」が66.0%、「場所や敷地が確保できない、建物の構造上難しい」が25.5%となりました。

前回調査（R2）と比較すると、1位と2位が入れ替わっていますが、他項目と比較して高い割合でした。

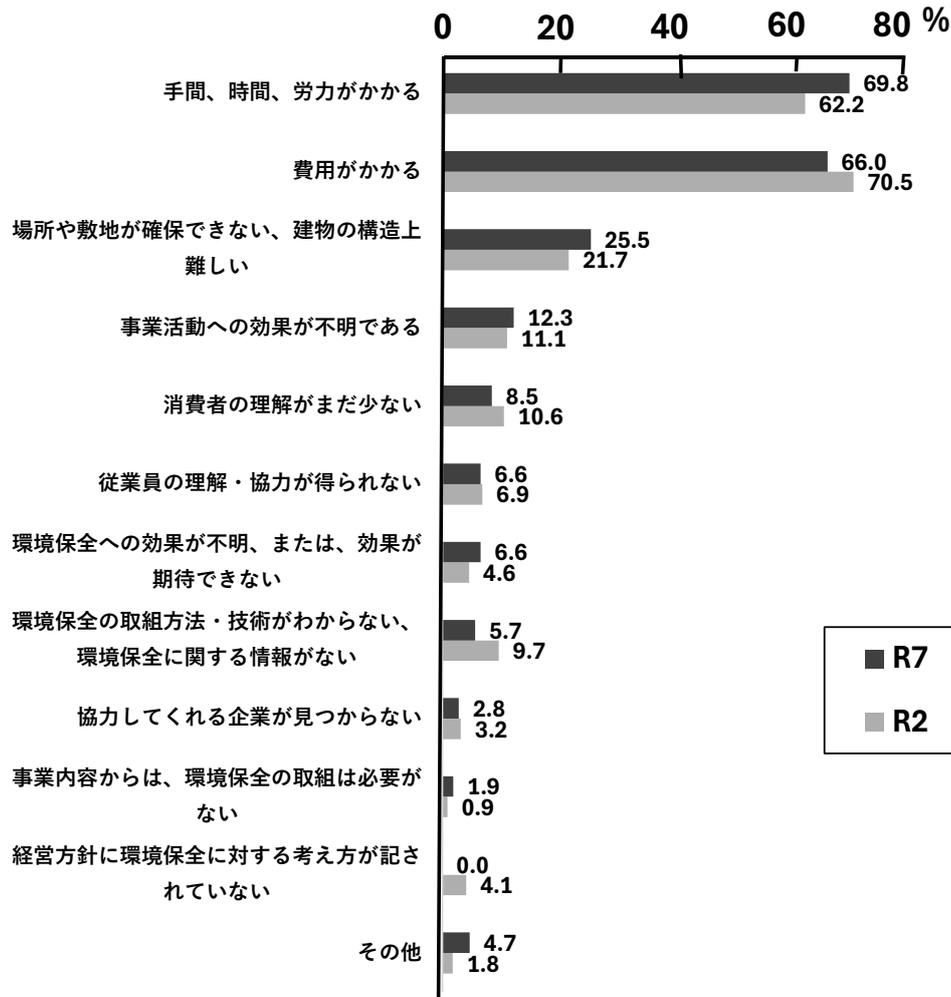


図10 環境保全の取組を推進する場合に障害や課題となるもの

オ 地球温暖化に伴う影響のうち、将来事業活動への影響が懸念されるもの

(選択肢から全て選択可)

地球温暖化に伴う影響のうち、将来事業活動への影響が懸念されるものは、「自然災害(豪雨や台風による洪水や土砂災害、物流の寸断による事業活動への影響など)」が65.1%と最も高く、次いで「健康(従業員の熱中症や感染症の増加によるリスクの増大など)」が54.7%、「農業・林業・水産業への影響(農作物の収穫量や品質の低下、漁獲量等の減少など)」が35.8%でした。

前回調査(R2)同様に「自然災害(豪雨や台風による洪水や土砂災害、物流の寸断による事業活動への影響など)」及び「健康(従業員の熱中症や感染症の増加によるリスクの増大など)」が他の項目と比較して高い割合を示しています。

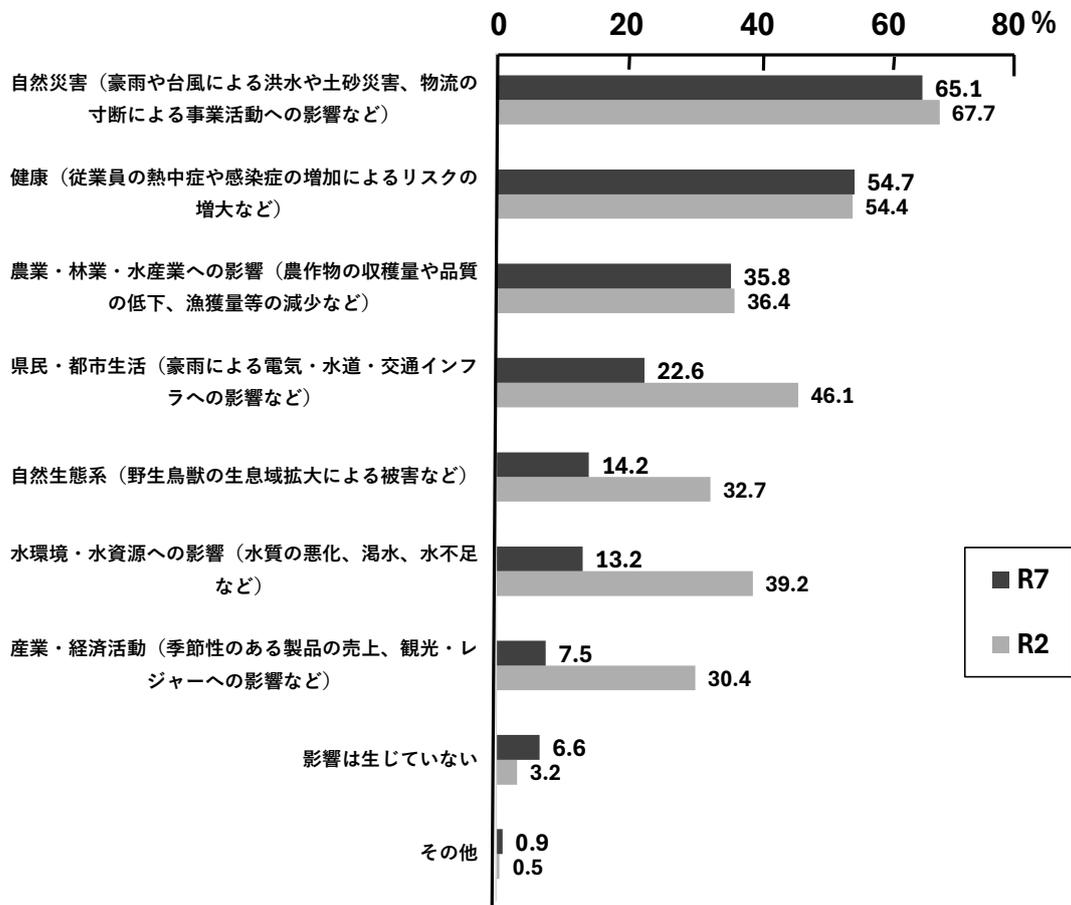


図 11 地球温暖化に伴う影響のうち、将来事業活動への影響が懸念されるもの

カ 環境行政への要望（選択肢から5つまで選択可）

今後重点的に行政が推進すべき取組は、「地球温暖化による影響や被害を軽減するための取組（適応策）を進める」が58.5%と最も高く、次いで「事業者が環境保全のための機器等を購入する際、財政的な支援を行う」が45.3%、「二酸化炭素²³⁾の排出を抑制するなど、地球環境問題の取組を進める」、「再生可能エネルギー、省エネルギーのための施設を整備する」が43.4%でした。

前回調査（R2）と比較すると、「事業者が環境保全のための機器等を購入する際、財政的な支援を行う」、「再生可能エネルギー、省エネルギーのための施設を整備する」などの設備導入支援が増加傾向にあります。

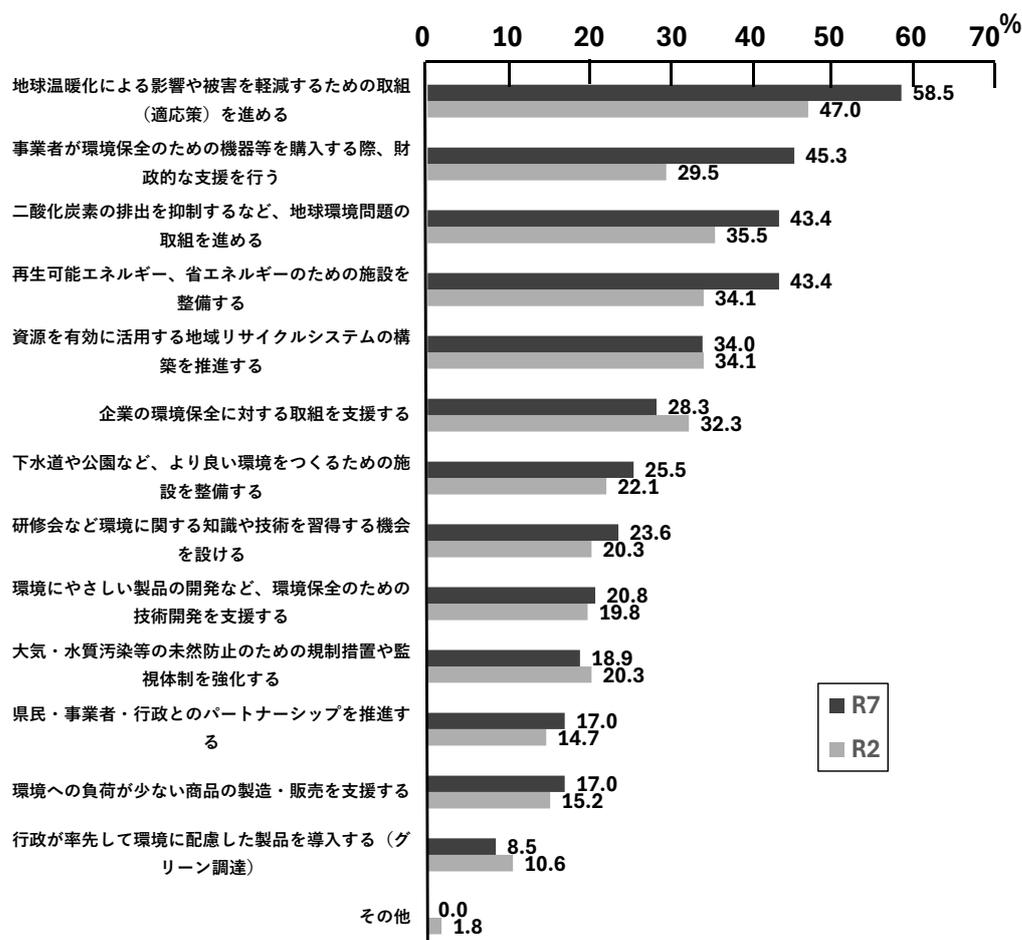


図 12 今後重点的に推進すべき取組

²³⁾ 二酸化炭素 (CO₂)：石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する気体。産業革命後、化石燃料の燃焼が急増したことや吸収源である森林が減少したこと等により、大気中の濃度が高まったことが、地球温暖化の最大の原因といわれている。

5 本県環境の現状と課題

近年の世界的な環境問題として、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などが挙げられますが、私たちの暮らす宮崎県においても様々な問題が山積しています。

例えば、本県の温室効果ガス総排出量は減少しているものの、我が国の中期削減目標や IPCC 特別報告書などを踏まえると社会経済活動の脱炭素化の一層の促進が求められます。

また、一般廃棄物²⁴⁾の再生利用では、ごみの総排出量が減少傾向にある中、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しているものの、全国平均よりも低い状況が続いています。一方、産業廃棄物²⁵⁾の再生利用では、全国平均を上回る高いリサイクル率を維持しているものの、廃プラスチック類など一部の廃棄物において最終処分の割合が高いことから、更なる再資源化への動きが期待されます。

さらに、大陸からの影響と見られる光化学オキシダント²⁶⁾などによる大気汚染は、私たちの暮らしや健康にも影響を及ぼしています。

自然環境に目を向けると、絶滅のおそれがある野生生物が増加するとともに、外来種²⁷⁾や国内移入種の侵入・増加による生態系や在来種への影響が懸念されます。

また、シカ、イノシシ、サル、カワウ等による農林水産業への被害も深刻化しています。

地域社会においては、過疎化・高齢化等の進行による農山漁村地域の活力や多面的機能の低下が危惧されています。

本県では環境問題だけでなく、少子高齢化や人口減少、人口の地域偏在による地域社会・経済の持続可能性も課題となっています。それぞれの地域が持つ資源を最大限に活かし、自立・分散型の社会を形成しながら、地域内の資源が循環する仕組みを構築し、経済と社会、環境の統合的な向上を目指すことが求められています。今後、私たちが安心して暮らし、次の世代に環境を託すためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大を通じて脱炭素型の社会へ転換するとともに、地域の持続可能性を常に意識しながら環境、経済、社会を調和させ、それぞれを向上させていくことが重要です。

²⁴⁾ 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

²⁵⁾ 産業廃棄物：事業活動に伴って生じる廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん等の 20 種類のこと。

²⁶⁾ 光化学オキシダント (O_x)：大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成する物質で、オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化性物質の総称。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ごしの強い夏季に発生しやすく、人の目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

²⁷⁾ 外来種：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のこと。外来種のうち、導入先の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。